

The image features a central text box containing the Chinese characters '資料編' (Zìliào Biān), which translates to 'Appendix' or 'Reference'. The text is set against a light gray background within a white rectangular box. This central element is surrounded by a complex arrangement of abstract geometric shapes and patterns. A large, thick dark gray circle is the most prominent feature, overlapping several horizontal bands of vertical stripes. To the left of the main circle is a solid light gray circle. To the right is a smaller circle with a dark gray background and white polka dots. Below the main circle is a thin, light gray circle. In the bottom left corner, there is a semi-circular arrangement of small dark gray dots. The background is filled with horizontal bands of vertical stripes in various shades of gray, some with thicker lines, creating a textured, layered effect.

資料編



1 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

- 第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律

の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



2 計画策定の経過

年月日	青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会等	年月日	青梅市子ども・子育て会議
平成25年 6月24日	平成25年度第1回 ・今までの経過と今後の予定について ・部会について ・ニーズ調査について ・子ども・子育て会議への諮問について		
7月	青梅市子ども・子育て会議条例施行		
8月 7日	平成25年度第2回 ・諮問文書（案）について ・ニーズ調査実施対象範囲について ・ニーズ調査票について	8月27日	平成25年度第1回 ・人口減少、少子化の背景について ・基本方針について ・ニーズ調査（案）について ・今後のスケジュールについて
9月26日	平成25年度第3回 ・ニーズ調査票について	10月11日	平成25年度第2回 ・青梅市の現状についての報告 ・次世代育成支援行動計画について ・ニーズ調査（案）について
11月11日 ～12月13日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施		
12月25日	平成25年度第4回 ・ニーズ調査結果について ・教育・保育の提供区域分けについて ・法令整備について		
平成26年 2月14日	平成25年度第5回 ・教育・保育提供区域の設置について	2月18日	平成25年度第3回 ・委員提出資料について ・ニーズ調査結果について ・教育・保育提供区域設定について
2月26日	平成25年度第6回 ・ニーズ調査票の結果について ・教育・保育提供区域の設置について	3月14日	平成25年度第4回 ・ニーズ調査結果について ・教育・保育提供区域設定について
4月17日	平成26年度第1回 ・子ども・子育て新制度について ・各子育て支援事業の提供体制について	4月24日	平成26年度第1回 ・事業計画について
		5月23日	平成26年度第2回 ・事業計画について
		6月20日	平成26年度第3回 ・事業計画について ・条例（案）について

年月日	青梅市子ども・子育て支援 事業計画検討委員会等	年月日	青梅市子ども・子育て会議
7月 2日	平成26年度第2回 ・(仮称) 青梅市子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメントの実施について ・条例の制定について	7月18日	平成26年度第4回 ・事業計画について ・条例(案)について
7月28日 ~8月15日	パブリックコメント実施		
		8月29日	平成26年度第5回 ・パブリックコメントについて ・事業計画について
		10月 7日	平成26年度第6回 ・事業計画について
		10月28日	平成26年度第7回 ・事業計画について
		11月14日	平成26年度第8回 ・事業計画について



3 青梅市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定にもとづき、青梅市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、青梅市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 青梅市が定める子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況に関する事。

(委員)

第3条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 子どもの保護者 2人以内
- (3) 事業主を代表する者 1人
- (4) 労働者を代表する者 1人
- (5) 子育て支援に関する事業に係る者 7人以内

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第4条 子育て会議に、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。



4 青梅市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成25年7月1日～平成27年3月31日

区 分	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	杏林大学准教授	◎熊井 利廣	
子どもの保護者	市民委員	網野 絵美	
	市民委員	宇治山 義章	
事業主を代表する者	青梅商工会議所常議員 嶋崎税務会計事務所副所長	嶋崎 雄幸	
労働者を代表する者	青梅商工会議所 地域振興課長	大野 哲明	
子育て支援に関する 事業に関係する者	青梅市保育園理事長会副会長 上長湊保育園理事長	岩浪 良夫	
	青梅市保育園連合会理事 畑中保育園長	大木 君江	
	青梅私立幼稚園協会副会長 ねむのき幼稚園長	塩野 治	
	青梅市小学校長会副会長 青梅市立吹上小学校 校長	佐藤 有功	～H26.4.30
	青梅市小学校長会副会長 青梅市立第二小学校 校長	仁藤 茂則	H26.5.1～
	青梅市社会福祉協議会会長	○大越 正則	～H26.7.31
	青梅市社会福祉協議会 常務理事	○下田 掌久	H26.8.1～
	青梅市民生児童委員 合同協議会副会長	羽生 凱哉	～H25.11.30
	青梅市民生児童委員 合同協議会理事	児島 勢津子	H25.12.1～
	特定非営利活動法人 青梅こども未来代表理事	稲葉 恭子	

◎：会長 ○：副会長、職名は在任中のもの

5 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

平成25年6月1日

実施

改正 平成26年4月1日

1 設置

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定にもとづく青梅市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に必要な事項の検討および事業計画の実施状況の検証のため、青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員11人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 子ども家庭部長

イ 副委員長 健康福祉部長

ウ 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、スポーツ推進課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長、教育総務課長および社会教育課長

- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会の会議に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

- (1) 事業計画の検討事項についての調査および研究ならびに事業計画の実施状況の検証を行うため、委員会に部会を置く。

- (2) 部会は、次の14人以内をもって組織する。

ア 部会長 子育て推進課長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部会員 委員会の各委員が推薦する職員

- (3) 前号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは部会員以外の者を臨時部会員として部会の会議に出席させることができる。
- (4) 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。



7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討および検証の経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会および部会の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。

11 経過措置

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

6 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会委員名簿

(1) 平成25年度委員

役 職 名	氏 名
子ども家庭部長	◎神尾 和弘
健康福祉部長	○松岡 俊夫
企画調整課長	小山 高義
市民活動推進課長	石川 裕之
体育課長	並木 伸二
障がい者福祉課長	川杉 桂一郎
健康課長	斎藤 剛一
子育て推進課長	原島 和久
子ども家庭支援課長	関塚 浩
総務課長	宇津木 博宣
社会教育課長	朱通 智

◎：委員長 ○：副委員長

(2) 平成26年度委員

役 職 名	氏 名
子ども家庭部長	◎恒益 基樹
健康福祉部長	○志村 正之
企画政策課長	小山 高義
市民活動推進課長	石川 裕之
スポーツ推進課長	橋本 雅之
障がい者福祉課長	木村 芳夫
健康課長	川杉 桂一郎
子育て推進課長	原島 和久
子ども家庭支援課長	関塚 浩
教育総務課長	荒井 ヒロミ
社会教育課長	島田 登美子

◎：委員長 ○：副委員長



7 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会部会員名簿

(1) 平成25年度部会員

役 職 名	氏 名
子育て推進課長	◎原島 和久
子ども家庭支援課長	○関塚 浩
企画調整課企画調整担当主査	谷合 一秀
市民活動推進課地域支援係長	金子 智
体育課管理係長	小山 幹三
障がい者福祉課庶務係長	森田 欣裕
健康課母子保健係長	須崎 満
子育て推進課子育て推進係長	佐々木 良介
子育て推進課助成係長	原 智美
子育て推進課保育・幼稚園係長	坂本 智
子ども家庭支援課支援係長	浜野 雅行
子ども家庭支援課青少年担当主査	雨倉 祥夫
総務課庶務係長	永澤 雅文
社会教育課生涯学習推進係長	浅田 武

◎：部長 ○：副部長

(2) 平成26年度部会員

役 職 名	氏 名
子育て推進課長	◎原島 和久
子ども家庭支援課長	○関塚 浩
企画政策課企画政策担当主査	谷合 一秀
市民活動推進課地域支援係長	金子 智
スポーツ推進課管理係長	小山 幹三
障がい者福祉課庶務係長	森田 欣裕
健康課母子保健係長	須崎 満
子育て推進課子育て推進係長	佐々木 良介
子育て推進課助成係長	原 智美
子育て推進課保育・幼稚園係長	野澤 隆行
子ども家庭支援課支援係長	浜野 雅行
子ども家庭支援課青少年担当主査	雨倉 祥夫
教育総務課庶務係長	永澤 雅文
社会教育課生涯学習推進係長	木下 政廣

◎：部長 ○：副部長

8 用語解説

<あ行>

M字カーブ (P20 P36)

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブという。

<か行>

合計特殊出生率 (P15 P36)

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。

家庭福祉員 (P26 P61 P62 P68)

東京都事業としての「家庭福祉員制度」があり、保育者の資格要件を「保育士、看護師、保健師、助産師、教員及び区市町村が実施する研修修了者で、保育経験を有する者」と規定しており、幼稚園教諭や教員免許を保有し認定を受けている保育者や、子育て経験を条件とした研修受講により認定を受けている保育者。

学童保育所 (P27 P76 P77 P78 P79 81)

共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設。

子ども・子育て関連3法 (P5 P43)

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のこと。

子どもの貧困対策に関する法律 (P99)

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための法律。

<さ行>

社会的養護 (P89)

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支



援を行うこと。

小1の壁 (P36 P83)

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

スクールカウンセラー (P103 P104)

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

スクールソーシャルワーカー (P103)

社会福祉士や精神保健福祉士等が子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整すること。

<た行>

特定教育・保育施設 (P31 P86 P89)

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

トワイライトステイ (P119)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

<な行>

認可保育所 (P25 P29 P44 P54 P55 P56 P57 P58 P68 P69)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)をクリアして都道府県知事に認可された施設。

認定こども園 (P5 P6 P25 P29 P37 P43 P44 P45 P46 P47 P52 P53 P58 P59 P68)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

<は行>

パブリックコメント（意見公募手続）（P7）

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。

パートナーシップ（P109）

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組みまたは連合体のこと。

‰（パーミル）（P15）

1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の1を1パーミルという。千分率はパーミル（‰）、百分率はパーセント（％）。

P D C Aサイクル（P134）

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ファミリー・サポート・センター（P37 P45 P47 P49 P72 P75 P84）

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

フレックスタイム制（P109）

1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねるもの。

放課後子ども総合プラン（P76 P77 P78 P79 P80 P81 P83）

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めること。

放課後児童クラブ（P29 P312 P36 P43 P45 P51 P76 P77 P78 P79 P80 P81 P83）

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する場。

**<や行>**

幼保一元化 (P36)

文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育園の2つの機能の一体化を意味する。子育て支援、過疎地の定員割れ、少子化対策、待機児童の解消などの諸問題を解決する具体策として、幼稚園・保育園両機能をあわせ持つ総合施設「認定こども園」の整備が急がれている。

<ら行>

ライフスタイル (P109)

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス (P31 P109)

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」



青梅市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成26年12月

発行者 青梅市 編集 青梅市子ども家庭部

住 所 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111 FAX 0428-22-3508



